

資料 1

令和 7 年度  
指定障害福祉サービス事業者等に対する  
指導監査について

福島県社会福祉課  
(事業所監査担当)

令和 7 年 7 月

**【指定障害福祉サービス事業者等集団指導】**

# 運営指導及び監査について

## I 実施形態

### (1) 指導

#### ① 集団指導

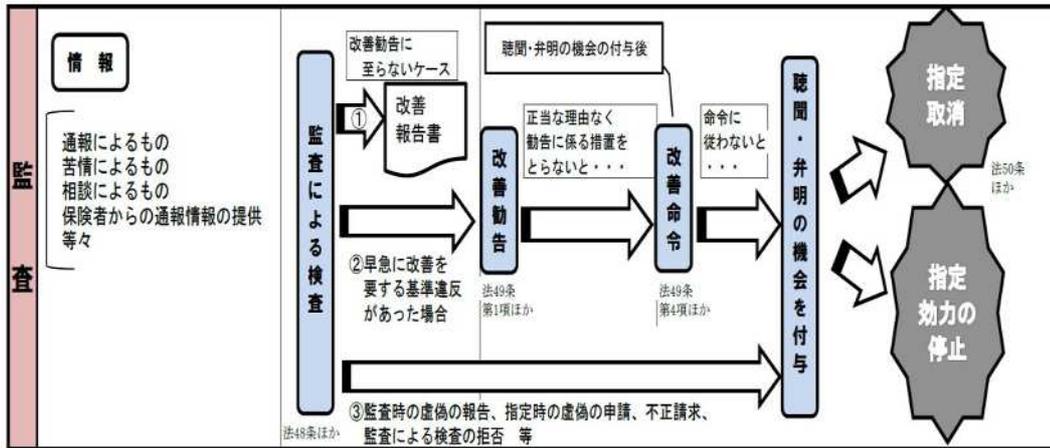
- ・ 障害福祉サービス事業者等に対して、制度の理解促進や不正の防止等を目的とし、過去の処分事例や制度改正の内容について、原則として年1回講習会形式で指導を行います。（コロナ禍以降、ホームページへの資料や動画の掲載により実施。）

#### ② 運営指導

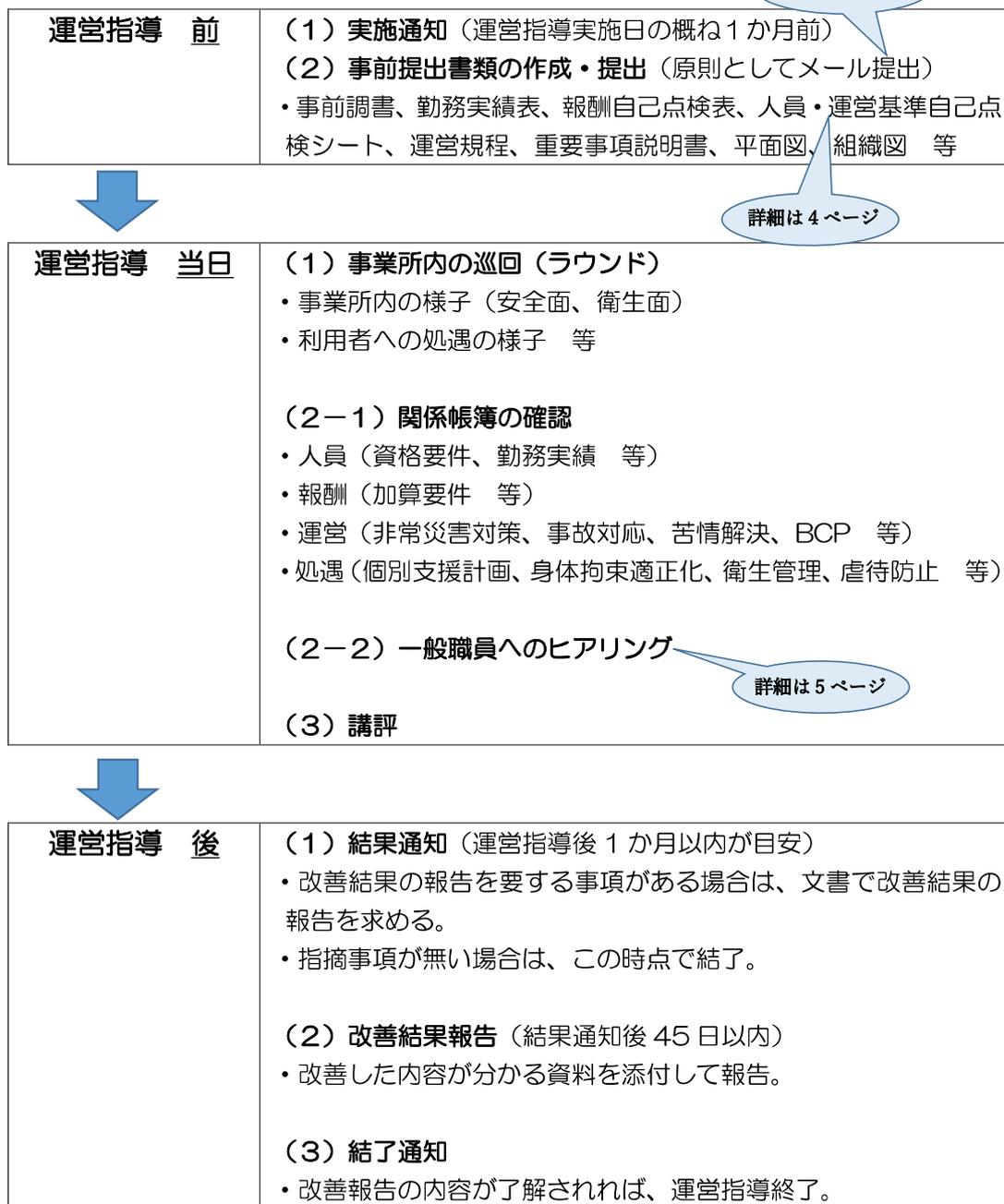
- ・ サービスの質の確保や自立支援給付の適正化を図ることを目的に、障害福祉サービス事業者等に対して定期的に実施します。
- ・ 実際に事業所へ訪問し、事業所内巡回や関係帳簿の確認、従業者へのヒアリング等を行います。
- ・ 著しい基準違反等が確認された場合は、直ちに監査へ切り替える場合があります。

### (2) 監査

- ・ サービスの内容や自立支援給付の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合（指定基準違反等）に、事実関係を的確に把握するために実施します。
- ・ 監査の結果、事業所の指定の取消や効力停止となることもあります。



## Ⅱ 運営指導（実地指導）全体の流れ



詳細は3ページ

詳細は4ページ

詳細は5ページ

★ 運営指導結了後も、指摘・指導があった事項を踏まえて、適切な事業の運営をお願いします。

## 運営指導（監査）に係るメール送受信の取り扱いについて

令和7年度より経費節減や環境負荷低減（ペーパーレス）などを目的に、原則、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法（以下「法」という。）に基づく運営指導・監査にかかる県からの通知や施設等からの書類の提出は、メールにて行うこととします。

つきましては、その取り扱いを下記のとおりとするので、ご留意ください。

記

### 1 対象とする文書等

＜県からの通知＞

- ① 法に基づく運営指導（監査）の実施通知
- ② 法に基づく運営指導（監査）の結果通知
- ③ 法に基づく運営指導（監査）の改善結果（終了）通知

＜県への提出書類＞

- ① 法に基づく運営指導（監査）の事前提出資料 ※実施通知に記載の資料
- ② 法に基づく運営指導（監査）の結果通知による改善結果報告書及び根拠資料
- ③ その他、県から指示された資料

提出先は各保健福祉事務所です。

### 2 メール到達の確認方法

＜県からの通知＞

- 県からの通知で「開封確認」を要求された場合は、そのまま了解してください。
- 県からの通知で「開封確認」を要求されなかった場合（メールの設定上、開封確認要求に返信しないとしている等）については、お手数ですが「開封確認」と本文にベタ打ちしてメールにて返信してください。
- 開封確認がなかった場合は、県より電話にて確認の連絡をさせていただきます（送信後、休日を除く3日後を目安に連絡）。

＜県への提出書類＞

- 県への提出書類は、通知に記載の提出先に提出期限までにメールにて提出してください。なお、提出が遅れる場合は、提出先に電話連絡してください。
- 提出期限までに連絡がなく、提出がない場合は、県より連絡させていただきます。

### 3 資料送付にあたっての留意点

- 大量の資料をメールで送付する場合、容量オーバーで受信できないことがあります。その場合は、提出先に確認の上、指示を受けてください。場合によっては、郵送にて資料をお送りいただくことがあります。
- 事前調書など県で定めている様式以外の資料（運営規程、重要事項説明書など）は、特段の指示がない限り、白黒とし、PDFにてお送りください。

「開封確認」に御協力

よろしくお願いいたします。

※上記については運営指導の実施通知とあわせてお送りいたします。

## 「人員・運営基準自己点検シート」について

- 適正な事業の運営の実現のためには、**事業所自身による自己点検が重要**です。
- 令和7年度よりサービス種別ごとに「人員・運営基準自己点検シート」を作成しましたので、自己点検に活用してください。
- 運営指導の対象となった（＝実施日の概ね1月前に実施通知が送付されます）場合のみ、事前提出資料として県へ提出していただきますが、**運営指導の対象か否かに関わらず、すべての事業所が自己点検を実施してください。**

### 【例】生活介護

運営基準（事業所の運営に関すること）

人員・運営基準自己点検シート 兼 運営指導調書【シート②】						
生活介護						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記項目について</li> <li>○ ★は適正な措置</li> <li>【運営指導（実地指導）】</li> <li>○ ①～③すべての項目について</li> <li>○ 運営指導当日に</li> <li>○ 利用者個別の契約書や</li> </ul>	<p>県条例 や 解釈通知 のうち 最低限押さえておくポイントを 記載しています。</p>	<p>欄に○を入力してください。（その場合に基本報酬の減算が適用される場合があります。）</p> <p>出してください。</p> <p>者へすみやかに提示できるように</p> <p>議計画、サービス提供記録等については、当日指定いたし</p>	<p>準備書類</p> <p>重要事項説明書</p> <p>利用契約書</p>	<p>県確認欄</p> <p>適・否</p> <p>県確認欄</p> <p>適・否</p> <p>県確認欄</p> <p>適・否</p>	<p>シートは3つあります。</p> <p>① 人員基準関係</p> <p>② 運営基準（事業所運営関係）</p> <p>③ 運営基準（利用者処遇関係）</p>	
<p>内容及び手続の説明及び同意</p> <p>重要事項説明書に必要事項を記載していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制</p> <p><input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制</p> <p><input type="checkbox"/> 提供するサービスの第三者評価の実施状況</p> <p>重要事項説明書の記載内容は、実地指導等と相違していません。</p> <p>利用申込者に対し、重要事項説明書等を交付して重要事項の説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p>重要事項説明書の記載事項（利用料金を含む）に変更があった場合、当該変更について利用者に説明し同意を得ていますか。</p> <p>サービス提供に係る契約が成立したときは、必要事項を記載した書面（契約書）を交付していますか。また、署名捺印や日付の記載等に漏れはありませんか。</p> <p><b>契約支給量の報告等</b></p> <p>利用者の受給者証に契約支給量や契約日等の必要事項を記載していますか。</p> <p>市町村に対して、受給者証記載事項その他の必要な事項を、利用契約締結後遅滞なく報告していますか。</p> <p><b>受給資格の確認</b></p> <p>利用者が提示する受給者証によって、支給決定の有無や有効期間等を確認していますか。</p>	<p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>該当なし</p>	<p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>該当なし</p>	<p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>該当なし</p>	<p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>該当なし</p>	<p>重要事項説明書</p> <p>利用契約書</p> <p>受給者証写し</p> <p>契約内容報告書</p> <p>受給者証写し</p>	<p>県確認欄</p> <p>適・否</p> <p>県確認欄</p> <p>適・否</p> <p>県確認欄</p> <p>適・否</p>

運営指導当日は  
こちらに記載の書類を  
中心に確認します。  
速やかに提示できるよう  
御準備願います。

県条例 や 解釈通知 のうち  
最低限押さえておくポイントを  
記載しています。

本枠に確認結果を記載

「福島県ホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp>)」－「組織でさがす」－「社会福祉課（福祉監査担当）」－「監査資料、実地指導事前調書、参考調書等について」－「令和6年度 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく運営指導 提出資料」 ※ホームページからダウンロードできます（7月末までに掲載予定）

### 一般職員へのヒアリングの実施について

- 令和7年度より、運営指導の中で職員に対するヒアリングを実施します。
- ヒアリングは、日頃利用者の支援に当たる職員の皆さまからサービス提供の実態などをお聞きし、不適切な支援を未然に防止するために行うものです。
- 対象職員は、当日の勤務状況等を踏まえて、決定します。  
管理者を除く職員の中から2～3名の方に御協力いただきます。
- 1人当たり10～15分程度を想定しています。
- ヒアリングのための個室を御用意ください。

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等指導状況について

福島県社会福祉課(事業所監査担当)

1 実地指導(対象事業者等に対して実地に行う指導)

種別	県指導対象数	指導数	実施率	文書指摘数	1施設あたり 指摘数	主な文書指摘内容	
	a(箇所)	b(箇所)	b/a(%)	c(件数)	c/b(件数)		
事業所	居宅介護	116	6	5.2%	4	0.67	重要事項説明書記載事項の不備、個別支援計画未作成等
	重度訪問介護	99	5	5.1%	1	0.20	重要事項説明書記載事項の不備
	同行援護	24	1	4.2%	0	0.00	
	行動援護	7	0	0.0%	0	-	
	療養介護	1	0	0.0%	0	-	
	生活介護	94	15	16.0%	16	1.07	個別支援計画記載内容の不備、身体的拘束適正化研修等の未実施、報酬算定要件の不備等
	短期入所	47	10	21.3%	12	1.20	生活支援員の人員欠如、身体的拘束適正化委員会の未実施、報酬算定要件の不備等
	重度障害者等包括支援	0	0	-	0	-	
	施設入所支援	27	8	29.6%	4	0.50	報酬算定要件の不備
	自立訓練(機能訓練)	0	0	-	0	-	
	自立訓練(生活訓練)	6	0	0.0%	0	-	
	宿泊型自立訓練	1	0	0.0%	0	-	
	就労移行支援	8	1	12.5%	2	2.00	身体的拘束適正化委員会等の開催結果の周知未実施
	就労定着支援	6	0	0.0%	0	-	
	就労継続支援A型	19	4	21.1%	5	1.25	身体的拘束適正化研修の未実施、報酬算定要件の不備等
	就労継続支援B型	131	7	5.3%	15	2.14	常勤職員の人員欠如、工賃向上計画未作成、身体的拘束適正化委員会等の未実施、報酬算定要件の不備他
	自立生活援助	1	0	0.0%	0	-	
	共同生活援助	80	4	5.0%	17	4.25	身体的拘束適正化委員会の未実施、報酬算定要件の不備、世話人の配置の不備他
	一般相談(地域移行)	24	0	0.0%	0	-	
	一般相談(地域定着)	22	0	0.0%	0	-	
児童発達支援	88	18	20.5%	17	0.94	身体的拘束適正化委員会等の未実施、報酬算定要件の不備他	
医療型児童発達支援	0	0	-	0	-		
放課後等デイサービス	135	26	19.3%	41	1.58	児童発達支援員等の人員欠如、報酬算定要件の不備他	
保育所等訪問支援	20	7	35.0%	0	0.00		
事業所計	956	112	11.7%	134	1.20		

※県指導対象数は令和6年4月1日現在である。

※今回より文書指摘件数のみとし、1施設あたりの文書指摘件数に変更した。

2 集団指導(説明会形式による指導)

ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式で実施(対象925事業所中845事業所が確認 実施率91.4%)

3 監査(不適正情報等がある場合、実地指導において不正若しくは著しい不当が確認された場合に実施)

種別	監査実施数	改善勧告数	行政処分件数		不適正の内容
			効力の一部 停止	指定取消数	
生活介護	2	0	2	0	身体的虐待(施設併設)
短期入所	2	0	2	0	身体的虐待(施設併設)
施設入所支援	2	0	2	0	身体的虐待
共同生活援助	1	0	0	0	多額の使途不明金の発生 ※処分繰り越し
放課後等デイサービス	1	0	0	1	各種減算の未実施、監査時の虚偽報告等
合計	8	0	6	1	